

日曜木 一九一九年十月八日

時事報

雜
志

○大坂通信（十月二十二日發）對馬砲臺建築の爲め工局次長矢吹中佐及大坂工兵第二方面南部大尉の一一行同島へ出張したると人の知る所あるが同一行は既に砲臺建築の測量に着手を淺海灣の芋崎、古綱代山の二箇所丈けは最早測量済となりたる由此向所は天然の岩山ふて砲臺を建築するには偏強の場所ありと又同島の背後ふ當る貝附良山、嵯峨の二箇所へも砲臺を建築する筈にて目下實測に着手をたるが何れも測量を取急ぐ由にて右濟次第直々砲臺の建築に着手をる都合ありと云ふ○當地南區新金里累は境内に於て興行する大坂京都合併の大相撲は去る十九日漸く興行を差許されれば來十一月上旬より十日間興行する筈ありと○虎列刺病流行に爲先輸出を停止されたる薫蒸物は天保山の消毒所の實行にあらざる爲て今以て輸出を許されず其れダ爲先薫蒸商人ハ非常の困難と爲る居る由同品は重いさをば今より十五日以内に同品の輸出と許可ありなき旨同商人一同より府廳へ嘆願と及びたるよと○當府下の虎列刺病も追々減少す本日の如きは區郡まで僅み十七名の新患者あるのみされば郡部に設置したる検疫支部ハ昨日廿一日を以て悉皆引揚々其所轄警察署にて同事務を取扱ふことなり尙四區及接近二郡村は各檢疫支部も来る廿五日と以て同事務を悉く警察署へ引渡しと等なりと○屢々報道せし當大坂の築港は既に内務省土木課局大坂監督署にて實地測量を出來上り又大坂府土木課にて測量中ありし港湾圖面即ち築港六十分の一の製圖も昨日落成したるに付き内務省へ上申する都合に運びたる由○曩より大坂臨時府會にて否決せし大坂府監獄新築費二十六萬圓は今度常置委員の意見に依り來十一月一日より開會する二十年度の通常府會の追加議案として議事に附そる都合ありと云ふ

常縣會と聞くに付て去る十五日より常置委員會を開きたり○書記官の許 今回大坂府大書記官より本縣書記官に轉任したる遠藤達氏は頗る法理に精しく且つ勸業に熱心にて勉めて人民の便利を計畫するを以て人民は大に喜び居れり

●佛清及び羅馬法王 本紙上にも屢々記載せし羅馬法王も清國へ公使と派遣するとよ付佛國が不承知を申出る事より關し近着の倫敦タイムス新聞より其類末と記載しきるは其要領を述べし今を距る事凡て二百年前清帝は羅馬法王と深密なる交際を爲し年々一度互に使節を往來せしむる程あれば後にはカアリック宗の信徒とあらんとし北京城内ふ於て教會堂の敷地四ヶ所と法王に寄附せり其後帝の耶蘇信徒となる事は中止となりたれ共四ヶ所の會堂は其儀法王の有とあり中ふベサンの會堂といへるは宮城域内に在りて宮内と看下し清人は甚だ不愉快の事に思ひ居たるが其後千八百六十年の戰争に兵燹より罹りされば支那人の之と機會として再び此地の會堂と建築する事を拒みさせば佛人は之を肯んせずして建築し其後清國に於て取除かん事を企てられども他事の多端なると一つは佛國の威力に壓せらきて今日まで歟しるものあり又た一方お於て佛國が支那内地にカアリック宗徒を管轄するの權を得たりしは千八百六十年の條約後の事に於て其時佛國が他の舊教諸國より先に始めて條約面に於て支那内地の布教するの承諾を同國政府より得たる爲めに其宗徒の管轄者とありる者なり左れば清國に於ては佛國が此管轄者あるが故に益々彼ベサンの會堂と取除かん事を欲する者の如く清人の心には彼の東京に於て戰端を開きたる時佛人は土地の舊教信徒と狩集めて土兵に編制し之と以て支那に抵抗せし事あり若し今後一朝外國との争端を開く等の事ある時滿州の宮城近傍にて再び如此死事の起りもせば清國に取りては由々重大事なれば速み此會堂を取去らざる可らずと思ひ又兼ては再び羅馬法王と昔時の如く使節の往復するよりければ隨て其時代の如く支那をして繁盛ならしむるの一助とならんとするが如く支那をして繁盛ならしむるの要求の如くせんとすれども只だ公使を派遣せむるは佛國が旨を答へたるより佛國に此事を聞くや大よ法王に向つて其不可を責めたをども元來ベサンの地は清帝より法王と北京との交際の爲先互ふ公使を駐在せしむる事を請求せんが爲め清國政府より使節を羅馬へ派遣するよ決し惜此使節は昨年中ジョンダーン氏が命ぜられ同氏は本年始めより羅馬より清國へ派遣をさる公使のビン氏が面見を使節の旨を傳へたれば羅馬法王も承諾せり然るに支那は自國より羅馬に派遣せんとする公使と同様の資格を備へざるもの非んば承知せず如斯に有様なりしが法王は佛清兩國の中間に立ち佛國より背かさんとすとば支那に歎心を損ひ支那の要求の如くせんとすれば佛國との交際を絶たざるべからず進退極りたる有七年に比較すれば四萬六千五百二十八人を増加せり又其種類を擧げて増減の重立たる者と比較すれば酒造及舊鐵營業規則と犯したる者十七年六千二百七十人十五年九千九百九十五人増加三千七百二十五人煙草稅則と比較したる者十七年四千人十八年八千三百三十五人増加四千三百三十五人證券印稅規則に達する者十七年一千五百八十九人十八年三萬七千八百十四人増加二萬二千七百二十五人車稅規則と犯したる者十七年九百十九人十八年二千五百八十八人増加千五百八十九人船稅規則と犯したる者十七年三千一百四十八年二千二百七十五人